

瑞穂市太陽光発電設備等設置費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、市における再生可能エネルギーの利用を促進し、温室効果ガスの排出削減を図るため、瑞穂市太陽光発電設備等設置費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、瑞穂市補助金交付規則（平成15年瑞穂市規則第36号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象設備)

第2条 この告示において、補助の対象となる太陽光発電設備等（以下「設備」という。）は、次の各号に掲げるものをいう。

(1) 太陽光発電設備

- ア 商用化され、導入実績があるものであること。
- イ 中古設備ではないこと。
- ウ リース設備ではないこと。
- エ 増設、買替え、追加購入又は設備改修ではないこと。

(2) 蓄電池

- ア 商用化され、導入実績があるものであること。
- イ 前号に規定する太陽光発電設備の附帯設備であること。
- ウ 定置用であるものであること。
- エ 中古設備ではないこと。
- オ リース設備ではないこと。
- カ 平時において充放電を繰り返すことを前提とした設備であること。
- キ 停電時のみに利用する非常用予備電源でないこと。
- ク 工事費を含んだ蓄電池の価格（消費税を含まない価格とする。）が1キロワットアワー当たり15.5万円以下の蓄電池であること。
- ケ 増設、買替え、追加購入又は設備改修ではないこと。
- コ 別表に規定する蓄電池の仕様を満たすこと。

(補助対象経費)

第3条 この告示において、補助の対象となる経費は、エネルギー起源二酸化

炭素の排出削減に効果がある設備の購入費用及び設置に係る工事費用とする。

(補助対象者)

第4条 市長は、次の各号に掲げる要件の全てを満たす者（以下「補助対象者」という。）に対して、予算の範囲内で補助金を交付する。

- (1) 市内で自ら所有し居住する住宅（常時居住の用に供する家屋又は一部を常時居住の用に供する家屋（本条において「併用住宅」という。）をいう。）の敷地内にエネルギー起源二酸化炭素の排出の削減に効果がある設備を設置する者であること。
- (2) 市税その他市に属する債権を滞納していない者であること。
- (3) 補助対象設備について、国や岐阜県から他の補助等を受けて事業を実施しない者であること。
- (4) 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号。以下「再エネ特措法」という。）に基づくFIT制度又はFIP制度の認定を取得しない者であること。
- (5) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第5号ロに定める接続供給を行わない者であること。
- (6) 再エネ特措法に基づく「事業計画策定ガイドライン（太陽光発電）」（令和4年改訂資源エネルギー庁）に定める遵守事項を遵守できる者であること。ただし、専らFIT制度の認定を受けた者に対するものを除く。
- (7) 発電した電力量の30%以上を、申請した住宅の敷地内（併用住宅については、申請した住宅の常時居住の用に供する部分とする。）で自ら消費する者であること。
- (8) 設備の設置によって得られる環境価値（温室効果ガスを排出しない太陽光発電システムによる発電の環境負荷の低減効果をいう。）のうち、需要家に供給を行った電力量に紐づく環境価値を需要家に帰属させができる者であること。
- (9) 法定耐用年数を経過するまでの間、交付対象事業（第7条において補助金の交付決定を受けた事業をいう。）により取得した温室効果ガス排出削減効果について、J-クレジット制度（国内における地球温暖化対策のた

めの排出削減・吸収量認証制度実施要領（平成25年4月17日制定。経済産業省、環境省及び農林水産省）をいう。）への登録を行わない者であること。

(10) 瑞穂市が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱（平成22年瑞穂市告示第157号）第3条に規定する排除措置の対象となる者でないこと。

(補助金額)

第5条 補助金の額は、次の各号に掲げる額とする。

(1) 太陽光発電設備 最大出力（キロワット表示の小数点以下2桁未満を切り捨てた数値とする。）に1キロワット当たり7万円を乗じた額（千円未満を切り捨てた金額とする。）とし、5キロワット相当分を限度とする。

(2) 蓄電池 工事費を含んだ蓄電池の価格（消費税を含まない価格とする。）の3分の1の額（千円未満を切り捨てた金額とする。）とする。ただし、5キロワットアワー相当分を限度とする。

2 補助金を交付することができる回数は、1者につき1回を限度とする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、規則第4条の規定にかかわらず、瑞穂市太陽光発電設備等設置費補助金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添付して、当該年度の12月22日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 設備の設置に係る見積書の写し
- (2) 設備の設置場所及び付近の見取図
- (3) 設備の仕様書
- (4) 事務等代行者へ委任する場合においては、委任状
- (5) 誓約書（申請者用）（様式第2号）
- (6) 誓約書（施工業者用）（様式第3号）
- (7) 発電電力の消費量計画書
- (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの

(補助金の交付決定)

第7条 市長は、前条に規定する申請書が提出されたときは、速やかにその内容等を審査し、補助金の交付を決定したときは、規則第7条の規定にかかわらず、瑞穂市太陽光発電設備等設置費補助金交付決定通知書（様式第4号）により、当該補助金の申請者（以下「補助対象者」という。）に通知するものとする。

2 規則第7条の2の規定にかかわらず、事業の着手は補助金の交付決定日以降とする。

3 市長は、補助金を交付することが不適当と認められたときは、瑞穂市太陽光発電設備等設置費補助金不交付決定通知書（様式第5号）により、その理由を付して申請者に通知するものとする。

（変更等の承認申請）

第8条 前条第1項の規定による補助対象者は、交付決定の通知を受けた後に補助金の交付申請の内容を変更しようとするとき又は補助事業の中止若しくは取下げをしようとするときは、瑞穂市太陽光発電設備等設置費補助金（変更・中止・取下）承認申請書（様式第6号）に市長が必要と認める書類を添付して、市長に提出しなければならない。ただし、同条の補助金の交付決定の内容に変更の無い軽微な変更は申請不要とする。

2 市長は、前項の申請があったときは、速やかにその内容を審査し、当該変更等を承認すべきと認めたときは、瑞穂市太陽光発電設備等設置費補助金（変更・中止・取下）決定通知書（様式第7号）により、補助対象者に通知するものとする。

（状況報告書）

第9条 市長は、必要と認めるときは、補助対象者に対して、事業の進捗状況その他必要な事項について、報告をさせ又は検査を行うことができる。

（実績報告書）

第10条 補助対象者は、対象設備の設置が完了したときは、規則第9条の規定にかかわらず、速やかに瑞穂市太陽光発電設備等設置費補助金実績報告書（様式第8号。以下「実績報告書」という。）に次に掲げる書類を添付して、当該年度（第7条に規定する補助金の交付決定を行った年度をいう。）の1

月31日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 設備の設置に係る契約書及び領収書の写し
- (2) 設備の保証書及び取扱い説明書の写し
- (3) 売電する場合においては、売電に関する電力会社との契約書の写し
- (4) 設備の設置状況を把握できる写真
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの

(補助金の額の確定)

第11条 市長は、前条の規定による実績報告書の提出を受けた場合においては、当該報告書の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査により、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものかどうかを調査し、適正だと認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、瑞穂市太陽光発電設備等設置費補助金額の確定通知書（様式第9号）により補助対象者に通知するものとする。

(補助金の請求及び交付)

第12条 補助対象者は、規則第11条の規定にかかわらず、前条の額の確定通知を受けた後、瑞穂市太陽光発電設備等設置費補助金交付請求書（様式第10号）を提出するものとし、市長はこれに基づき補助金を交付するものとする。

(財産処分等の制限)

第13条 前条の規定による補助金の交付を受けた者（以下「交付者」という。）は、設備の法定耐用年数の期間内において、その対象設備を補助金の交付目的に反して使用し、売却し、譲渡し、交換し、貸与し、廃棄し、又は担保に供する（以下「財産処分等」という。）ときは、あらかじめ瑞穂市太陽光発電設備等設置費補助金財産処分等承認申請書（様式第11号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、天災その他自己の責めに帰すべき事由以外の事由により対象設備を財産処分等する場合は、事後に当該申請書を提出することができるものとする。

2 市長は、前項の申請があったときは、速やかにその内容を審査し、当該財産処分等を承認すべきと認めたときは、瑞穂市太陽光発電設備等設置費補助

金財産処分等承認通知書（様式第12号）により、交付者に通知するものとする。

（補助金の再確定）

第14条 交付者は、第11条の規定による額の確定通知を受けた後において、交付を受けた補助金（以下「交付金」という。）に関して、違約金、返還金、交付金に代わる収入等により交付金に要した経費を減額すべき事情がある場合は、市長に対し当該経費を減額して作成した実績報告書を第10条に準じて提出するものとする。

- 2 市長は、前項に基づき実績報告書の提出を受けた場合は、第11条に準じて改めて額の再確定を行うものとする。
- 3 市長は、交付者に交付すべき交付金の額を再確定した場合において、その額を超える補助金が既に交付されているときは、その超える部分の交付金の返還を命ずるものとする。
- 4 前項の交付金の返還期限は、その命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る日数に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

（交付決定の取消し等）

第15条 市長は、交付者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 補助対象者が、法令等又は法令等に基づく市長の处分若しくは指示に従わない場合
 - (2) 補助対象者が、偽りその他不正の手段により補助金の交付決定を受けたとき。
 - (3) 補助対象者が、補助金を補助事業以外の用途に使用したとき。
- 2 市長は、前項の取消しを行った場合において、既に当該取消しに係る部分に関し補助金が交付されているときは、期限を付して当該交付金の返還を命ずるものとする。
 - 3 市長は、前項の返還を命ずる場合は、その命令に係る補助金の受領の日か

ら納付の日までの日数に応じて、年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。

(現地調査等)

第16条 市長は、補助金の交付業務の適正かつ円滑な運営を図るため、必要に応じて現地調査等を行うことができる。

2 市長は、交付者に対し、必要に応じて事業の成果を示すデータの提供その他の協力を求めることができる。

(関係書類の保管)

第17条 補助対象者は、規則第14条の規定にかかわらず、補助金の申請書、実績報告書に関する書類を、事業終了年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

(その他)

第18条 この告示に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

附 則

この告示は、公表の日から施行し、令和4年8月1日から適用する。